

平成30年8月29日

飛驒信用組合が誤徴収したATM利用手数料のご返金について

今般、飛驒信用組合のシステム不具合により、飛驒信用組合ATMで当行キャッシュカードを使ってお取引いただいた際に、ATM利用手数料が過剰に徴収されていたことが判明いたしました。

平成30年8月26日（日）および8月27日（月）に飛驒信用組合ATMで当行キャッシュカードにて「お引出し」をご利用されたお客さまが対象となります。

対象のお客さまが誤徴収されたATM利用手数料につきましては、以下の通りご返金手続きされます。

ご返金日 : 平成30年8月31日（金）
金額（1件あたり） : 108円
入金先 : 飛驒信用組合ATMをご利用されたお客さまの口座
摘要欄の表示 : ビダシゴヘンキン

なお、飛驒信用組合では、今回のATM利用手数料の誤徴収に関するお客さまのお問い合わせ窓口を設置しておりますので、ご案内いたします。

飛驒信用組合 事務部 : 0577-37-2228
（受付時間） 平日 8:30～17:00

以上